

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和4年3月11日（令和4年（行情）諮問第206号）

答申日：令和4年10月3日（令和4年度（行情）答申第251号）

事件名：各暦年における特定役職の面会記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和3年7月30日付け府知事第78号により内閣府知的財産戦略推進事務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すべきであるとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人は，令和3年5月31日，本件対象文書を内容とする行政文書開示請求書を提出した。

（2）行政文書開示決定通知書の記載内容

これに対し，令和3年8月4日，不開示決定を受領した。

（3）行政文書開示決定通知書の検討

しかし，上記開示内容は違法かつ不当である。各暦年における知的財産戦略事務局長の職務時間内における面会記録（面会日時，面会した人物の氏名・役職，同席した人物の氏名・役職，議事録等の面会内容等）に関する文書（例えば，民間人との面会記録，国家公務員等の行政機関の職員・他の公務員との面会記録，面会時の提出資料，面会時の発言記録等）が開示されていないので開示していただきたい。

よって，法9条2項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定（府知事第78号・決定日：令和3年7月30日）を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取り消しを求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、次のとおりである。

原処分は、違法かつ不当である。各暦年における知的財産戦略事務局長の職務時間内における面会記録（面会日時、面会した人物の氏名・役職、同席した人物の氏名・役職、議事録等の面会内容等）に関する文書（例えば、民間人との面会記録、国家公務員等の行政機関の職員・他の公務員との面会記録、面会時の提出資料、面会時の発言記録等）が開示されていないので開示すべきである。

2 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、「各暦年における知的財産戦略事務局長の職務時間内における面会記録（面会日時、面会した人物の氏名・役職、同席した人物の氏名・役職、議事録等の面会内容等）に関する文書（例えば、民間人との面会記録、国家公務員等の行政機関の職員・他の公務員との面会記録、面会時の提出資料、面会時の発言記録等）。」に係る文書の開示を求めるものである。

処分庁においては、審査請求人からの本件開示請求に対し、開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないことから、原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

処分庁においては、本件開示請求を受けてから、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有ファイル内について、本件開示請求の対象文書を探索したが、民間人との面会記録、国家公務員等の行政機関の職員・他の公務員との面会記録、面会時の提出資料及び面会時の発言記録等については、作成・取得しておらず、当該関係の文書の存在は、一切確認されなかったことから、原処分を行った。

また、本件審査請求を受けてから、改めて、本件開示請求の対象文書について、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有ファイル内を探索したが、当該関係の文書の存在は、一切確認されなかった。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月2日 審議
- ④ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり補足して説明する。

本件対象文書の保有の有無については、作成義務の有無が問題となるところ、内閣府本府行政文書管理規則（平成23年訓令第10号。以下「規則」という。）12条において、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとされている。

処分庁が所管する知的財産戦略本部会合は規則の別表第1の6「関係行政機関の長で構成される会議」に該当するため、同会合に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす（いわゆる同会合に関する意思決定に関わる）打合せ等については、文書を作成する必要があるものと解される。

処分庁では、本件対象文書に記載の「面会」を「（知的財産戦略推進事務局内部の打合せ又は委員会等を除く）他省庁や民間人からの訪問」と解しているところ、上記会合に係る意思決定は、知的財産戦略推進事務局内部及び委員会等で行われており、他省庁や民間人との面会において、上記会合に係る意思決定を行うことはなく、本件対象文書については規則12条に基づき作成するものとされている文書ではないため、これを作成・取得していない。

- (2) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた規則を確認したところ、上記(1)の諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

また、審査請求人において、本件対象文書の存在について、具体的な根拠を示しているわけではなく、内閣府知的財産戦略推進事務局において本件対象文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

- (3) 上記第3の3の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認めら

れない。

(4) 以上によれば、内閣府知的財産戦略推進事務局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣府知的財産戦略推進事務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

各暦年における知的財産戦略事務局長の職務時間内における面会記録（面会日時，面会した人物の氏名・役職，同席した人物の氏名・役職，議事録等の面会内容等）に関する文書（例えば，民間人との面会記録，国家公務員等の行政機関の職員・他の公務員との面会記録，面会時の提出資料，面会時の発言記録等）